

「移管対象事務の選定基準」、「具体的に事務移管の是非を判断する基準」の捉え方及び整理の方向について

1 事務配分を検討するときの前提条件

事務配分の検討をとおして、都と区の役割分担を明確にする。府県事務、市町村事務に関わらず、すべての事務を洗い出す。都が行う必要があるとされた事務を除き、特別区に移管する。都区の事務配分は、「移管対象事務の選定基準」と「具体的な事務移管の是非を判断する基準」により検討する。

2 移管対象事務の選定基準

都と区のあるべき役割分担の観点から移管対象事務を選定する基準

- ・都のすべての事務から都の役割とされた事務を除き、残る事務を区への移管対象事務とする。

3 具体的に事務移管の是非を判断する基準

法令等による制約や事務の採算性及び効率性などの観点から事務移管の是非を判断する基準

- ・第一の基準により区へ移管対象とされた事務の中から第二の基準に該当する事務を除き、残る事務を区への移管事務とする。

移管対象事務の選定基準（イメージ）

都が行っている事務のうち、次の事務を都が担う事務として除き、残るすべてを移管対象事務とする。

- 1 特別区の区域全体を通じて、若しくは特別区の区域を越えて広域的に解決すべき行政課題への対応に必要な次の事務

広域的に解決すべき行政課題に関する総合的な事業計画の策定

広域的計画に基づく総合的な事業の施行など、基礎的自治体を実施するのでは、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられるもの

広域的自治体が、独自の基準により区域内の統一的な規制やサービスを行うことが必要又は効果的なもの

一つの特別区の区域を越えて活動する事業者等に対する事務

広域的災害や広域的に対処すべき緊急事態への対応など、事務処理に当たって広域的な一元的体制を執ることが必要なもの

他の自治体や国との間における広域的な調整や連絡

- 2 特別区では対応できない、若しくは特別区が対応することでは著しく不効率となることが見込まれる程度の高度な専門性を確保する必要がある次の事業

事業の性質上高度な専門性が求められ、実施に際して相当の人材と財源を投入する必要があるもの

- 3 都と区が対等協力の関係に基づき、特別区の行政能力をより向上させるための支援

- 4 都内市町村のみを対象とした事務

- 5 都が組織を維持するために必要な事務

具体的に事務移管の是非を判断する基準（イメージ）

移管対象とされた事務のうち、次の事務を除き移管事務とする。

- 1 条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）で移管できない事務
- 2 法令の趣旨・目的等から移管できない事務
- 3 法令の規定により都の負担が定められている経費に係る事務
- 4 法令又は国の補助要綱等で都の関与（間接補助等）が定められている事務
- 5 都が締結した契約・協定等で特別区が代替できない事務
- 6 特別区が対象となる事務で都の関与を必要とする事務
- 7 特別区が担う事務であるが採算性や効率性の観点から都が処理することが適当な事務